

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
ふっさボランティア・市民活動センター助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福生市社会福祉協議会(以下「社協」という。)ふっさボランティア・市民活動センター(以下「センター」という。)が、ボランティア活動及び市民活動(以下「市民活動」という。)を行おうとする団体の設立及び市民活動団体(以下「団体」という。)の多様な活動に対する助成事業について定め、以って幅広い市民の参加及び市民活動の活性化を図り、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(対象団体)

第2条 対象団体は、福生市民を対象に活動をする5人以上の会員等で構成されている団体で、次のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 政治または宗教的活動を主たる目的とする団体
- (3) 公共の福祉に反する活動を行う団体
- (4) その他、社協会長が適切でないと認めた活動を行う団体

(助成内容)

第3条 センターが助成する内容及び助成金額は、次のとおりとする。

- (1) 団体の結成及び1年間の運営にかかる経費
- (2) 市民に対する活動または広報、普及活動に要する経費
- (3) 調査研究活動に要する経費
- (4) その他、社協会長が必要と認めた経費

2 助成金額は、1件10万円以内とする。

3 第1項第1号に掲げる経費については、団体の結成から3年以内とする。

4 団体の申請内容が次の各号に該当する場合は、助成対象としない。

- (1) 第1項の各号に掲げる事業であっても、他の機関から既に助成を受けているものでその事業の欠損補填に活用するもの、またはこの要綱による助成を受ける前に事業を終了したもの。
- (2) 団体の会員等の報酬、交通費や飲食費が主な申請内容のもの。

(申請及び決定)

第4条 この要綱による助成を利用しようとする団体は、社協会長に助成金申請書(第1号様式)により申請し、社協会長はその申請に対する助成の可否及び助成金額の決定をセンター運営委員会に委任する。

2 社協会長は、センター運営委員会の審査決定後、申請団体に対し助成金交付等決定通知書(第2号様式)により通知する。

3 この要綱による助成申請は、1団体1申請とする。

(助成条件)

第5条 この要綱による助成を受けようとする団体は、次の各号に該当しなければならない。

(1) 社協の法人会員であること。ただし、団体の1年間の総予算が各種の助成金を除いて、5万円以内の団体は、この限りではない。

(2) センターに登録すること。

(実績報告)

第6条 団体は、助成事業終了後速やかに、助成事業実績報告書(第3号様式)により、社協会長に報告しなければならない。また、この結果精算残金が生じたときは、速やかに助成金の返還を行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項は、社協会長とセンター運営委員会委員長が協議して定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。